

5. 基本方針

(1) 基本理念・基本目標

① 基本理念

本計画は、既存建築物に対し耐震改修の促進のための措置を講じ、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることにより、東川町において大規模地震が発生した場合の住宅・建築物の倒壊などの被害から、町民の生命、身体及び財産を保護し、よって公共の福祉の確保に資することを目的とするものです。

また、耐震改修促進法に基づく国の方針、北海道計画、東川町関連計画を踏まえて策定される計画です。

そこで本計画は、東川町総合計画(プライムタウンづくり計画21-1)のまちづくりの基本目標の一つである「人と自然が共生するまちづくり」を住宅・建築物の耐震化促進の視点から推進する施策とし、その基本理念を以下のとおり定めます。

地震災害に強い住宅・建築物の確保と、安全で安心なまちづくり

< 参 考 >

東川町総合計画(プライムタウンづくり計画21-1)のまちづくりの基本理念、基本目標

■まちづくりの基本理念

～人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ～

■まちづくりの基本目標

(教育・文化施策の目標)

1. 人と文化を育むまちづくり ～ 輝きのある人づくり

(保健・医療・福祉、生活環境施設の目標)

2. 人にやさしく健康をささえるまちづくり ～ 安心安全な暮らしづくり

(土地利用、基盤整備施設の目標)

3. 人と自然が共生するまちづくり ～ 美しい環境づくり

(産業振興施策の目標)

4. 経済基盤の確かなまちづくり ～ 活力ある産業づくり

(地域社会、行財政施策の目標)

5. 参加と対話で築くまちづくり ～ コミュニティづくり

② 基本目標

本計画の理念の実現を目指すため、東川町の耐震改修の特性、課題を踏まえ、施策推進の骨格となる基本目標を、以下のとおり定めます。

基本目標 1 災害避難拠点・特定建築物の耐震化の推進

災害避難拠点及び多数の者が利用する建築物（特定建築物1号）について、北海道など関係機関と連携を図りながら、耐震化の推進を目指します。

基本目標1は、基本施策1により、その推進を図ります。

<基本施策1> 災害避難拠点・特定建築物の耐震化の推進

- ① 災害避難拠点の確保
- ② 特定建築物の所有者の意識啓発
- ③ 北海道や関係団体との連携

基本目標 2 地震に強い住宅・建築物の確保

地震による住宅・建築物の倒壊や二次被害などから、住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民の耐震改修に関する相談の場の確保、耐震改修や地震避難活動に対する情報提供などを行い、地震に強い住宅・建築物の確保を目指します。

あわせて、地震被害や住宅・建築物の耐震性能、耐震能力の向上について、住民の意識啓発を図り、耐震改修や地域防災に対する住民意識の向上を目指します。

また、耐震改修を促進するため、耐震に係る技術取得のための情報の提供や協力体制の充実を図り、耐震改修に係る専門技術者の人材育成、技量の向上やその基盤づくりを目指します。

基本目標2は、以下の基本施策2～4により、その推進を図ります。

<基本施策2> 地震に強い住宅・建築物の確保

- ① 耐震改修に関する相談・情報提供体制の確保
- ② 耐震改修を促進する支援環境の確保
- ③ 耐震性能の住宅・建築物を取得しやすい環境づくり
- ④ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保
- ⑤ 地震被害に強い市街地整備、安全対策の推進

<基本施策3> 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発

- ① 地震情報の提供
- ② 地震防災対策のための意識啓発
- ③ 防災活動との連携

<基本施策4> 耐震改修に係わる関連技術者の支援

- ① 耐震改修工法のための技術取得の支援
- ② 耐震改修を担う技術者の支援
- ③ 住宅リフォームとの連携

(2) 数値目標

① 数値目標の設定

国は、今後想定される東海地震及び東南海・南海地震などにおける死者数及び経済的被害を10年後に半減させるという減災目標を立てており、住宅・建築物の耐震化目標を、住宅、特定建築物の各々で9割とすることを目標としています。

北海道は、耐震改修促進法における都道府県計画となる北海道耐震改修促進計画（平成18年12月策定、目標年次平成27年度）において、北海道内の想定地震による住宅・建築物の被害を半減させることとし、住宅及び特定建築物（1号）の耐震化率を平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標としています。

耐震改修促進法では、「市町村は、（国の定める）基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、（略）計画を定めるよう努めるものとする」と規定しており、東川町が富良野断層帯西部の近傍に位置し、どこでも起こりうる直下の地震においては地震被害の危険性があるという調査結果を踏まえ、東川町の住宅・建築物の耐震化目標は、国、道に準じ90%とします。

■耐震化率の目標

住 宅 : 90%

町の公共施設※ : 90%

※ 町の公共施設＝町の保有する、多数のものが利用する建築物

特定建築物（1号）の要件で、年次要件を外したもの

② 住宅の数値目標の推計

東川町の住宅の耐震化の現況は、耐震性のある住宅が2,577戸と推定され、耐震化率は、82.6%となっています。

東川町は、プライムタウンづくり計画21-1に基づき、今後10ヶ年で世帯数、580戸程度の純増を想定しています。住宅建設は、新市街地での新築が主体を占めると推測されます。

そのため、耐震性のある建物は増加しますが、昭和56年以前の耐震性のない建物があり、その解体や建て替えはさほど進みません。

今後、耐震化を推進し、耐震化率を90%とするためには、この10ヶ年で56年以前建設の既存住宅、115戸の耐震改修工事（建替を除く）の導入が必要となります。

この115戸は、主に木造戸建て形式の一般住宅であり、西部地区、中央地区の昭和56年以前に形成された市街地と、第一、第二、第三地区の農家住宅に多いと想定されます。

共同住宅は、昭和57年以降に建設されたもののが多く、耐震性は高いと推測されます。

表 住宅の耐震性の現況と目標

単位：戸

区 分		現 況 (平成19年度)	目 標 (平成29年度)	摘 要		
住 宅	総戸数	3,119	3,700			
	昭和57年以降建設	2,168	2,866			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	393	334		
		耐震改修済み	自発的な改修	16	15	
			施策による上積み		115	本計画の施策対象
		(計)	16	130		
	耐震性なし	542	370			
(小計)	951	834				
再 掲	耐震性あり	2,577	3,330			
	耐震性なし	542	370			

耐震化率（現況）＝2,577／3,119（％）＝82.6％

耐震化率（目標）＝3,330／3,700（％）＝90.0％

表 (参考) 住宅区分別の耐震性の現況と目標

単位：戸

区 分		現 況 (平成19年度)	目 標 (平成29年度)	摘 要		
一般住宅	総戸数	2,369	2,750			
	昭和57年以降建設	1,513	1,980			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	308	277		
		耐震改修	自発的な改修	16	15	本計画の施策対象
			施策による上積み		115	
		済み (計)	16	130		
耐震性なし	532	363				
	(小計)	856	770			
共同住宅	総戸数	750	950			
	昭和57年以降建設	655	886			
	昭和56年以前建設	耐震性あり	85	57		
		耐震改修	自発的な改修		0	本計画の施策対象
			施策による上積み		0	
		済み (計)		0		
耐震性なし	10	7				
	(小計)	95	64			

一般住宅 耐震化率 (現況) = (2,369-532) / 2,369 (%) = 77.5%

耐震化率 (目標) = (2,750-363) / 2,750 (%) = 86.8%

共同住宅 耐震化率 (現況) = (750-10) / 750 (%) = 98.7%

耐震化率 (目標) = (950-7) / 950 (%) = 99.3%

- ※ ① 現 況 : 国勢調査、建築着工統計より推定
 ② 総 戸 数 : プライムタウンづくり計画21-1 (平成19年度策定) より
 ③ 昭和57年以降建設戸数 : 国勢調査、建築着工統計より推定
 ④ 耐震性あり : 昭和56年以前建設の住宅で建設当初から現行基準の耐震性のある住宅
 = 昭和56年以前建設戸数 × 36% (共同住宅 : 89%) : 北海道調査より
 ⑤ 自発的な改修 : 自発的に耐震改修を行った住宅
 = (昭和56年以前建設 - 耐震性あり住宅) × 3%
 ⑥ 施策による上積み : 本計画において、新たに耐震改修工事を促進する住宅の戸数
 ⑦ 耐震性なし : 計画期間で、耐震性能の確保ができない住宅の戸数

③ 町が所有する公共施設の数値目標の推計

町が保有する公共施設の耐震化率を90%とするためには、昭和56年以前建設の建築物のうち、耐震性が確認されていないもの5件について、耐震化を推進することとなります。

表 町が所有する公共施設 (多数のものが利用する建築物) の耐震性の現況と目標

区 分	現況 (平成19年度)			目標 (平成29年度)		
	件数	耐震性あり	耐震化率 (%)	件数	耐震性あり	耐震化率 (%)
昭和56年以前建設	6 ^{※1}	1 ^{※2}		6	6	
昭和57年以降建設	2 ^{※3}	2		2	2	
計	8	3	37.5%	8	8	100.0%

※1 東川小学校 (一部)、東川第一小学校、東川第二小学校、東川第三小学校、東川中学校、東川町役場

※2 東川町役場

※3 女子学生会館、保健福祉センター

(3) 施策の体系

